

佐賀県最低賃金改定について（お知らせ）

令和5年10月14日から

1時間 900円

（改定前 853円）

精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び時間外労働等割増賃金は最低賃金に算入されません。

特定（産業別）最低賃金は、別途決定されますが、陶磁器・同関連製品製造業については、令和5年10月14日以降は、新たな陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金が発効するまで、佐賀県最低賃金900円（1時間当たり）が適用されます。

詳しくは、佐賀労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へ！！

【佐賀労働局労働基準部賃金室】 0952-32-7179

【労働基準監督署】

佐賀：0952-32-7133 唐津：0955-73-2179
武雄：0954-22-2165 伊万里：0955-23-4155